

山梨県公報

第七十五号

令和二年

二月二十七日

木曜日

目次

○救急病院等の認定	五九
○児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示	五九
○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	六五
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	六六
○建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者	六六
○建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部を改正する告示	六九
○建築基準法に基づく道路位置指定	七一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	七一
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(三件)	七一
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出	七二
教育委員会	
○山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則	七四
○山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示	七九
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	七九
その他	
○一般競争入札について(二件)	八一

告示

山梨県告示第五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期限 令和五年二月二十二日

山梨県告示第五十八号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

児童福祉施設(助産施設、障害児入所施設、母子生活支援施設及び自立援助ホームを除く。)の入所者の扶養義務者、母子生活支援施設の入所者及び自立援助ホームの入居者の措置費負担額

階層区分

措置費負担額 (月額)	入所施設
	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設

別表第二（第二条関係）
助産施設の入所者の措置費負担額

階層区分		措置費負担額
A	生活保護法による保護を受けている世帯（単給の世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
B	A階層の世帯を除き当該年度分の市町村民税の非課税の世帯	出産一時金に五分の一を乗じて得た額に二、二〇〇円を加えた額
C	A階層の世帯を除き当該年度分の市町村民税の課税の世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	出産一時金に一〇分の三を乗じて得た額に四、五〇〇円を加えた額
D ₁	A階層及びC階層の世帯を除き当該年度分の市町村民税の課税の世帯であつて、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	出産一時金に二分の一を乗じて得た額に六、六〇〇円を加えた額
D ₂	九、〇〇一円から一九、〇〇〇円までの世帯	出産一時金に二分の一を乗じて得た額に九、〇〇〇円を加えた額

備考

る世帯

- 1 出産一時金とは、その者が受けることができる社会保険による分べん費、出産費、助産費等の出産に関する給付の額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額三千万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）をいう。
- 2 地方税法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。
 - (一) 地方税法第三百十四条の七及び第三百十四条の八並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項の規定は、適用しないものとする。
 - (二) 入所者又はその扶養義務者（以下この号において「入所者等」という。）が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (三) 入所者等が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者であるときは、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定めるところによるものとする。
 - (1) 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合 所得割の額は、零とする。
 - (2) (1)に該当しない者である場合 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に

同法第三百二十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

4 入所者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつて、別に定める單身世帯、母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該入所者に係る措置費負担額は、出産一時金に五分の一を乗じて得た額とする。

別表に次の一表を加える。

別表第三(第二条関係)

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の入所者及び入院者の扶養義務者の措置費負担額

階層区分		措置費負担額 (月額)
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給の世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
B	A階層の世帯を除き当該年度分の市町村民税の非課税の世帯	二、二〇〇円
C	A階層の世帯を除き当該年度分の市町村民税の課税の世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ	四、五〇〇円
D ₁	A階層及びC階層の世帯を除き当該年度分の	六、六〇〇円
D ₂	当該年度分の	九、〇〇〇円

D ₁₃	D ₁₂	D ₁₁	D ₁₀	D ₉	D ₈	D ₇	D ₆	D ₅	D ₄	D ₃
										市町村民税の課税の世帯であつて、その市町村民税所得割の区分が次の区分に該当する世帯
〇、〇〇〇円まで	一、〇五六、〇〇一円から一、二三八、〇〇〇円まで	八六四、〇〇〇円から一、〇五六、〇〇〇円まで	七二六、〇〇一円から八六四、〇〇〇円まで	七二六、〇〇一円から七二六、〇〇〇円まで	五九四、〇〇一円から五九四、〇〇〇円まで	四六五、〇〇一円から四六五、〇〇〇円まで	三四八、〇〇一円から三四八、〇〇〇円まで	二七七、〇〇一円から二七七、〇〇〇円まで	一八九、〇〇一円から二七七、〇〇〇円まで	八九、〇〇一円から八九、〇〇〇円まで
支弁月額(その額が一六六、六〇〇円を超えるときは一六六、六〇〇円)	支弁月額(その額が一四三、八〇〇円を超えるときは一四三、八〇〇円)	支弁月額(その額が一二二、五〇〇円を超えるときは一二二、五〇〇円)	支弁月額(その額が一一二、九〇〇円を超えるときは一一二、九〇〇円)	支弁月額(その額が八五、〇〇〇円を超えるときは八五、〇〇〇円)	支弁月額(その額が六八、七〇〇円を超えるときは六八、七〇〇円)	支弁月額(その額が五四、二〇〇円を超えるときは五四、二〇〇円)	支弁月額(その額が四一、二〇〇円を超えるときは四一、二〇〇円)	支弁月額(その額が四一、二〇〇円を超えるときは四一、二〇〇円)	支弁月額(その額が四一、二〇〇円を超えるときは四一、二〇〇円)	支弁月額(その額が四一、二〇〇円を超えるときは四一、二〇〇円)

D ₁₅	D ₁₄
以上	一、二三八、〇〇一円から一、四三九、〇〇〇円まで
一、四三九、〇〇一円	支弁月額（その額が一九一、二〇〇円を超えるときは一九一、二〇〇円）
	支弁月額

備考

- 1 この表において支弁月額とは、別に定める基準により算定した措置に要する費用に係る支弁の月額をいう。
- 2 地方税法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。
 - (一) 地方税法第三百十四条の七及び第三百十四条の八並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項の規定は、適用しないものとする。
 - (二) 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している者（以下この号、次号及び第五号において「入所者等」という。）又はその扶養義務者について、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
 - (三) 入所者等又はその扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (四) 入所者等又はその扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明

らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第二百九十二条第一項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (1) 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合 所得割の額は、零とする。
- (2) (1)に該当しない者である場合 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。
- 4 入所者等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつて、別に定める单身世帯、母子世帯等又は在宅障害児（者）のいる世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該入所者に係る措置費負担額は、零とする。
- 5 入所者等が三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合又はB階層と認定された世帯に属する障害児であつて三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過する前のものである場合は、児童福祉法第五十六条第二項の規定にかかわらず、当該入所者等に係る措置費負担額は、徴収しない。

附則

- 1 (施行期日)
この告示は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この告示による改正後の児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第一及び別表第二の規定は令和元年七月一日から、改正後の規程別表第三の規定（備考5を除く。）は同年六月一日から、改正後の規程別表第三の規定（備考5に限る。）は同年十月一日から適用する。
- 3 令和元年七月一日において現に児童福祉施設（助産施設及び障害児入所施設を除く。附則第五項において同じ。）に入所し、若しくは入居している者（以下この項及び次項において「児童福祉施設入所者等」という。）に係る改正後の規程別表第一の規定の所得割の額の算定方法は、入所者等又はその扶養義務者について、地方税法等

の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

4 児童福祉施設入所者等に係る措置費負担額であつて、改正後の規程別表第一の規定による措置費負担額がこの告示による改正前の児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程（以下「改正前の規程」という。）別表第一の規定による措置費負担額を超えることとなるものに係る当該措置費負担額については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第一の規定を適用する。ただし、改正後の規程別表第一の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額以下となることとなつた月以後の月分（この告示の施行の日の属する月の翌月以後の月分に限る。）の措置費負担額については、この限りでない。

5 令和元年七月一日からこの告示の施行の日の前日までの間に児童福祉施設に入所し、若しくは入居した者であつて、改正後の規程別表第一の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額を超えることとなる月分があるものに係る令和元年七月一日からこの告示の施行の日の属する月の末日までの間の措置費負担額（改正後の規程別表第一の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額を超えることとなる月分に限る。）については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第一の規定を適用する。

6 令和元年七月一日において現に助産施設に入所している者（以下この項及び次号において「助産施設入所者」という。）に係る改正後の規程別表第二の規定の所得割の額の算定方法は、入所者又はその扶養義務者について、扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

7 助産施設入所者に係る措置費負担額であつて、改正後の規程別表第二の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第二の規定による措置費負担額を超えることとなるものに係る当該措置費負担額については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第二の規定を適用する。ただし、改正後の規程別表第二の規定による措置費

負担額が改正前の規程別表第二の規定による措置費負担額以下となることとなつた月以後の月分（この告示の施行の日の属する月の翌月以後の月分に限る。）の措置費負担額については、この限りでない。

8 令和元年七月一日からこの告示の施行の日の前日までの間に助産施設に入所した者であつて、改正後の規程別表第二の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第二の規定による措置費負担額を超えることとなる月分があるものに係る令和元年七月一日からこの告示の施行の日の属する月の末日までの間の措置費負担額（改正後の規程別表第二の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第二の規定による措置費負担額を超えることとなる月分に限る。）については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第二の規定を適用する。

9 令和元年六月一日において現に障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している者に係る措置費負担額であつて、改正後の規程別表第三の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額を超えることとなるものに係る当該措置費負担額については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第一の規定を適用する。ただし、改正後の規程別表第三の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額以下となることとなつた月以後の月分（この告示の施行の日の属する月の翌月以後の月分に限る。）の措置費負担額については、この限りでない。

10 令和元年六月一日からこの告示の施行の日の前日までの間に障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は入院した者であつて、改正後の規程別表第三の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額を超えることとなる月分があるものに係る令和元年六月一日からこの告示の施行の日の属する月の末日までの間の措置費負担額（改正後の規程別表第三の規定による措置費負担額が改正前の規程別表第一の規定による措置費負担額を超えることとなる月分に限る。）については、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規程別表第一の規定を適用する。

山梨県告示第五十九号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を次のように改める。

(1) 産業技術に関する設備及び機器

食品に係る産業技術に関連するもの	試験・分析機器	迅速アルコーン測定システム	1時間	1,720円
		反射式光度計	1時間	90円
機械、電子等に係る産業技術に関連するもの	材料試験機器	自動フオーカス微小硬さ試験機	1時間	1,430円
		EMC試験機器	1時間	1,540円
	化学試験・分析機器	高調波・フリッカ測定システム	1時間	1,500円
		電源電圧変動イミュネテイ試験システム	1時間	1,400円
		微小部蛍光エレクトロニクス線分析装置	1時間	3,670円

山梨県告示第六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十一号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十一号と一号の標柱を結んだ線に囲

東町	またた区域		標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
	一	富士吉田	市	下吉田東	二丁目	三三六九番			
	二	同	同	同	同	三三四六番一			
	三	同	同	同	同	同			
	四	同	同	同	同	同			
	五	同	同	同	同	同			
	六	同	同	同	同	同			
	七	同	同	同	同	同			
	八	同	同	同	同	同			
	九	同	同	同	同	同			
	十	同	同	同	同	同			

山梨県告示第六十一号

建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定める。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号の規定により、同項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者は、次のとおりとする。

- 一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七条の二第一項の規定による専門職大学の前期課程にあっては、修了した）後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校	学校教育法に基づく大学又は高等専門学校	科目	令和元年国土交通省告示第七百四十九号（以下「七百四十九号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	経験年数	一年
学校	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）に基づく防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	科目	七百四十九号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	経験年数	零年
学校	学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	科目	七百四十九号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	経験年数	一年
学校	学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	科目	七百五十号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	経験年数	二年
学校	学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	科目	七百五十号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	経験年数	三年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、同法に基づく短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例によるものとし、同法に基づく高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法に基づく防衛大学校又は職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法に基づく職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法に基づく専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校又は旧中等教育学校	二年	七百四十九号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	零年
旧中等教育学校	二年	七百四十九号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
学校教育法に基づく中等教育学校	一年	七百五十号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	二年
学校教育法に基づく中等教育学校又は義務教育学校	二年	七百五十号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	三年

	一年	号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	
	四年	七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目（七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法に基づく各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等教育学校に基づく中等学校	三年	七百四十九号告示の第一一号又は第二号に規定する科目（七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	一年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	三年	七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目	二年

	二年	七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目（七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	三年
	四年	七百五十号告示の第一一号又は第二号に規定する科目（七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成二十一年山梨県告示第五十一号）の施行の日（以下この号及び次号において「施行日」という。）前に昭和二十六年山梨県告示第二百九十七号（以下この号及び次号において「旧告示」という。）第一号若しくは第二号に掲げる検定に合格し、又は旧告示第三号から第七号までに掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験年数がこれらの検定又は課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第七号までに定める年数に満たない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの検定又は課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第七号までに定める年数以上有することとなるもの

六 施行日前から引き続き旧告示第四号から第七号までに掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第四号から第七号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日。以下この号から第十号までにおいて「施行日」という。）前に平成三年十月九日付け住指発第四百四十一号建設省住宅局長通達（以下この号から第十号までにおいて「通達」という。）一から八まで（二及び六を除く。以下この号及び次号において同じ。）に掲げる課程を修めて卒業した者で、それぞれ通達一から八までにおいて建築に関する実務の経験を要しないとされている

もの

八 施行日前から引き続き通達一から八までに掲げる課程に在学し、施行日以後にそれぞれこれらの課程を修めて卒業した者で、それぞれ通達一から八までにおいて建築に関する実務の経験を要しないとされているもの

九 施行日前に通達一から八まで（二、四、四の二及び五を除く。次号において同じ。）に掲げる課程を修めて卒業し、又は通達二に掲げる学校を卒業した後、当該学校の種類に応じてそれぞれ通達二に掲げる課程を修了し、建築に関する実務の経験年数がこれらの課程の種類に応じてそれぞれ通達一から八まで（四、四の二及び五を除く。）に定める年数（以下この号及び次号において「通達年数」という。）に満たない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程の種類に応じてそれぞれ通達年数以上有することとなるもの

十 施行日前から引き続き通達一から八までに掲げる課程に在学する者又は通達二に掲げる学校を卒業した後、施行日前から引き続き当該学校の種類に応じてそれぞれ通達二に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にそれぞれこれらの課程を修めて卒業し、又は修了した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ通達年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

十一 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

山梨県告示第六十二号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成二十一年山梨県告示第五十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部を改正する告示

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成二十一年山梨県告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び第二号」を削る。

本則各号列記以外の部分中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、「及び第二号」を削る。

第一号中「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七条の二第一項の規定による専門職大学の前期課程にあっては、修了した）」を削り、「第十四条第一号」を「第四条第二項第一号」に、「以下同じ」を「次号及び第三号において同じ」に改め、同号の表を次のように改める。

学校	科目	経験年数
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）に基づく防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号（以下「七百五十三号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目	零年
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	一年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位は、防衛省設置法に基づく防衛大学校又は職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法に基づく職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

学校	修業年限	科目	経験年数

学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校	一年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	零年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	二年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	一年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	一年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	二年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法に基づく専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法に基づく各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
第三号の表を次のように改める。

学校	修業年限	科目	経験年数
学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校	一年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	零年
学校教育法に基づく中学校又は義務教育学校	三年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目	零年

二年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	一年
一年	七百五十三号告示の第一第一号又は第二号に規定する科目（七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	二年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

第五号中「日（以下）」の下に「この号及び次号において」を、「第二百九十七号（以下）」の下に「この号及び次号において」を加え、「卒業し、建築に関する実務の経験年数がこれらの検定又は課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第七号までに定める年数に満たない者で施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第一号から第七号までに定める年数以上有することとなるもの」を「卒業した者」に改める。
第六号中「施行日」を「施行日」に改め、「卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第四号から第七号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの」を「卒業した者」に改める。
第七号中「及び第二号」を削り、同号を第九号とする。
第六号の次に次の二号を加える。
七 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日。次号において「施行日」という。）前に平成三年十月九日付け住指発第四百四十一号建設省住宅局長通達（以下この号及び次号において「通達」という。）一から八まで（二を除く。）に掲げる課程を修めて卒業し、又は通達二に掲げる学校を卒業した後、当該学校の種類に応じてそれぞれ通達二に掲げる課程を修了した者
八 施行日前から引き続き通達一から八まで（二を除く。）に掲げる課程に在学する者又は通達二に掲げる学校を卒業した後、施行日前から引き続き当該学校の種類に応じてそれぞれ通達二に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にそれぞれこれら

の課程を修めて卒業し、又は修了したものの

附則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

山梨県告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年二月十八日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市旭一丁目三千三百番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十四・〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年二月十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ユニバーサル運動教室
 - 2 代表者の氏名 村松俊哉
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市大野九百五十二番地の六
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、地域の乳幼児から中高齢者、障害の有無などに関わらずすべての人に、健康、スポーツに関する事業を行い、地域社会に希望と活力を与えることの実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年二月十七日から同年三月十七日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（三珠地区土地改良施設耐震対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月二十七日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年八月二十七日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（上野地区湛水防除事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月二十七日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年八月二十七日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（西嶋・八日市場地区湛水防除事業）計画を定めたので、同条第五項の規定

により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月二十七日まで
- 三 縦覧場所 身延町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年八月二十七日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県甲府市第二支部	白井友基	小林峻一	甲府市下飯田一―一〇―一五	令和二年一月二十四日	令和二年二月四日

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
矢崎ゆきをを支援する会	矢崎 浩	楠 賢治	甲州市塩山下於曾五四二	令和二年一月十日	令和二年一月十日
大芝正和後援会	大芝正和	大芝文子	北杜市高根町村山西割一二二五	令和二年一月十二日	令和二年一月十五日
桐原まさひとを支援する会	雨宮 宏	桐原美和	甲州市塩山上於曾一九四一	令和二年一月	令和二年一月

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
みのる会	深澤 孝	大塩 益貴	南巨摩郡富士川町春米一六〇三	令和元年十二月三十一日	令和二年一月九日
渡辺きみよし後援会	渡邊 君義	大森 光國	南都留郡忍野村忍草三五二	令和元年十二月三十一日	令和二年一月十日
山梨県宮崎まさお後援会	保坂 武	有賀善太郎	笛吹市石和町四日市場八〇九一五	令和元年十二月二十七日	令和二年一月二十七日
及川三郎を励ます会	菅谷 正也	外川 文政	富士吉田市上吉田三一五一一六	令和元年十二月三十一日	令和二年一月三十日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(山梨県立学校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条の第三項中「保護者」の下に「(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十三条第一項中「保護者及び保証人」を「保証人二名」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 寄宿舎に入舎又は寄宿舎から退舎しようとする者が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者でなければならない。ただし、保護者がないときは、この限りではない。

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「保護者」の下に「(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十条第一項中「保護者及び保証人」を「保証人二名」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「保証人」の下に「（保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条の入学した者が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者でなければならぬ。ただし、保護者がいないときは、この限りではない。

第二十一条中「保護者又は保証人」を「保証人」に改める。

第二十二条第一項中「保護者及び保証人」を「保証人二名」に改める。

第三号様式を次のように改める。

誓約書

私は、在学中規則や命令等を守り、生徒としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

氏名
住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して引き受けます。

保証人 氏名 印

(保護者等)住所
生徒との関係

保証人 氏名 印
住所

保護者との関係

山梨県立 高等学校長 殿

(注) 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち

一人は保護者とすること。

二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第三条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の

一部を次のように改正する。

第十七条の前の見出し中「保護者及び保証人」を「保証人」に、同条第一項中「保護者」を「保証人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の保証人は、入学を許可された者が未成年であるときは、保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、保護者がないときは、この限りではない。

第十八条第一項中「誓約書には、」の下に「前条に規定する保証人以外の」を、同条第二項中「保証人」の下に「(保護者でない保証人に限る。以下本項及び次項において同じ。)」を加える。

第十九条中「保護者又は保証人」を「保証人」に改める。

第二十条中「保護者及び保証人」を「保証人二名」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式 (第十七条関係)

誓 約 書

本人氏名

住所

右の者の在学中、諸規則等を守らせる責務は、私ども連帯して
引き受け、幼児としての本分を全うさせることを誓います。
生徒

年 月 日

保証人氏名

印

(保護者等)

住所

幼児
生徒との関係

保証人氏名

印

住所

保護者との関係

山梨県立 学校長殿

(注)

- 一 入学時に生徒が未成年であるときは、保証人のうち一人は保護者とする。
- 二 保護者でない保証人は、成年で山梨県内において独立の生計を営む者であること。

(山梨県立特別支援学校通学区等に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県立特別支援学校通学区等に関する規則(平成八年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「入学しようとする者」の下に「であつて未成年であるもの」を加え、「親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者」を「(親権を行う者のないときは、未成年後見人)」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、保護者がいないときは、この限りではない。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程(昭和六十年山梨県教育委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「保護者」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百二十二号)第一条第一項に規定する就学に要する経費を負担すべき者(以下「保護者等」という。)」に、同項第二号中「保護者」を「保護者等」に改める。

第一号様式、第三号様式の二、第三号様式の三、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中「~~殆~~」を「~~殆~~」に改める。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された

山梨県公報 第七十五号 令和二年二月二十七日

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和二年二月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

別表第一中

一九六 点	笛吹市八代町増利一六五番地先(県道と市道との丁字路交差点)	ひだまり公園前	平成二九年四月二〇日 告示第四四号
----------	-------------------------------	---------	----------------------

を

一九六 点	笛吹市八代町増利一六五番地先(県道と市道との丁字路交差点)	ひだまり公園前	平成二九年四月二〇日 告示第四四号
一九七	笛吹市御坂町上黒駒一、八二一番地先(国道一三七号と市道との十字路交差点)	御坂東小学校東	令和二年二月二十七日 告示第一六号

に、

一七七 点	富士吉田市上吉田四、五九八番地五先(市道同士の十字路交差点)	富士吉田IC南	平成元年二月一九日 告示第九二号
----------	--------------------------------	---------	---------------------

を

一七七 点	富士吉田市上吉田四、五九八番地五先(市道同士の十字路交差点)	富士吉田IC南	平成元年二月一九日 告示第九二号
一七八 点	南都留郡富士河口湖町精進五一四番地八先(国道一三九号と県道精進湖畔線との十字路交差点)	精進湖民宿村入口	令和二年二月二十七日 告示第一六号

に改める。

別表第四の三二八の項を次のように改める。

三二八	削除			南アルプス	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-----	----	--	--	-------	----------------------

別表第四の六二〇の項の次に次のように加える。

六二二	市道	甲府市西下条町一、一六七番地三、五先(市道同士の丁字路交差点)から甲府市落合町(県道甲府精進湖線と市道との丁字路交差点)までの間(九八〇メートル)	軽車両(除く)	南アルプス	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-----	----	---	---------	-------	----------------------

別表第九の三九の項を次のように改める。

三九	一五K 二八八 踏切	南都留郡西桂町小沼一、二、二先(一番地の二)	自動車(二輪、特小を除く)	大月	令和二年二月二十七日 告示第一六号
----	------------------	------------------------	---------------	----	----------------------

別表第九の四一の項を次のように改める。

四一	農道忠魂碑踏切	南都留郡西桂町小沼二、〇、四、五番地の三先	自動車(二輪、特小を除く)	大月	令和二年二月二十七日 告示第一六号
----	---------	-----------------------	---------------	----	----------------------

別表第十の七〇の項を次のように改める。

七〇	主要地 方道甲府 府菲崎線	甲府市緑が丘一丁目三番八号先 (総合グラウンド入口交差点)	四	甲府	令和二年二月二十七日 告示第一六号
----	---------------------	----------------------------------	---	----	----------------------

別表第十の五五七の項を次のように改める。

--	--	--	--	--	--

別表第十の三、三九二の項を次のように改める。

五五七	主要地 方道甲府 南アルプス線	南アルプス市十五所四七四番地先	四	南アルプス	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-----	-----------------------	-----------------	---	-------	----------------------

別表第十四の一、七六三の項の次に次のように加える。

三、三九二	削除		南アルプス	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-------	----	--	-------	----------------------

別表第十六の七、八二三の項を次のように改める。

一、七 六四	市道	甲斐市西八幡二、三九三番地(主要地方道甲斐中央線と市道との丁字路交差点)から甲斐市西八幡三、九〇番地(市道同士の丁字路交差点)までの間	軽車両(けん引を除く)	南アルプス	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-----------	----	---	-------------	-------	----------------------

別表第十六の七、二二六の項を次のように改める。

七、二二六	削除		南アルプス	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-------	----	--	-------	----------------------

別表第十六の七、八二三の項を次のように改める。

七、八二三	削除		富士吉田	令和二年二月二十七日 告示第一六号
-------	----	--	------	----------------------

別表第十六の一、〇五六及び一、〇五七の項を次のように改める。

一、〇五六	削除		笛吹	令和二年二月二十七日 告示第一六号
一、〇五七	削除		笛吹	令和二年二月二十七日 告示第一六号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番